

印鑑登録（下野市民カード）申請について【本人の場合】

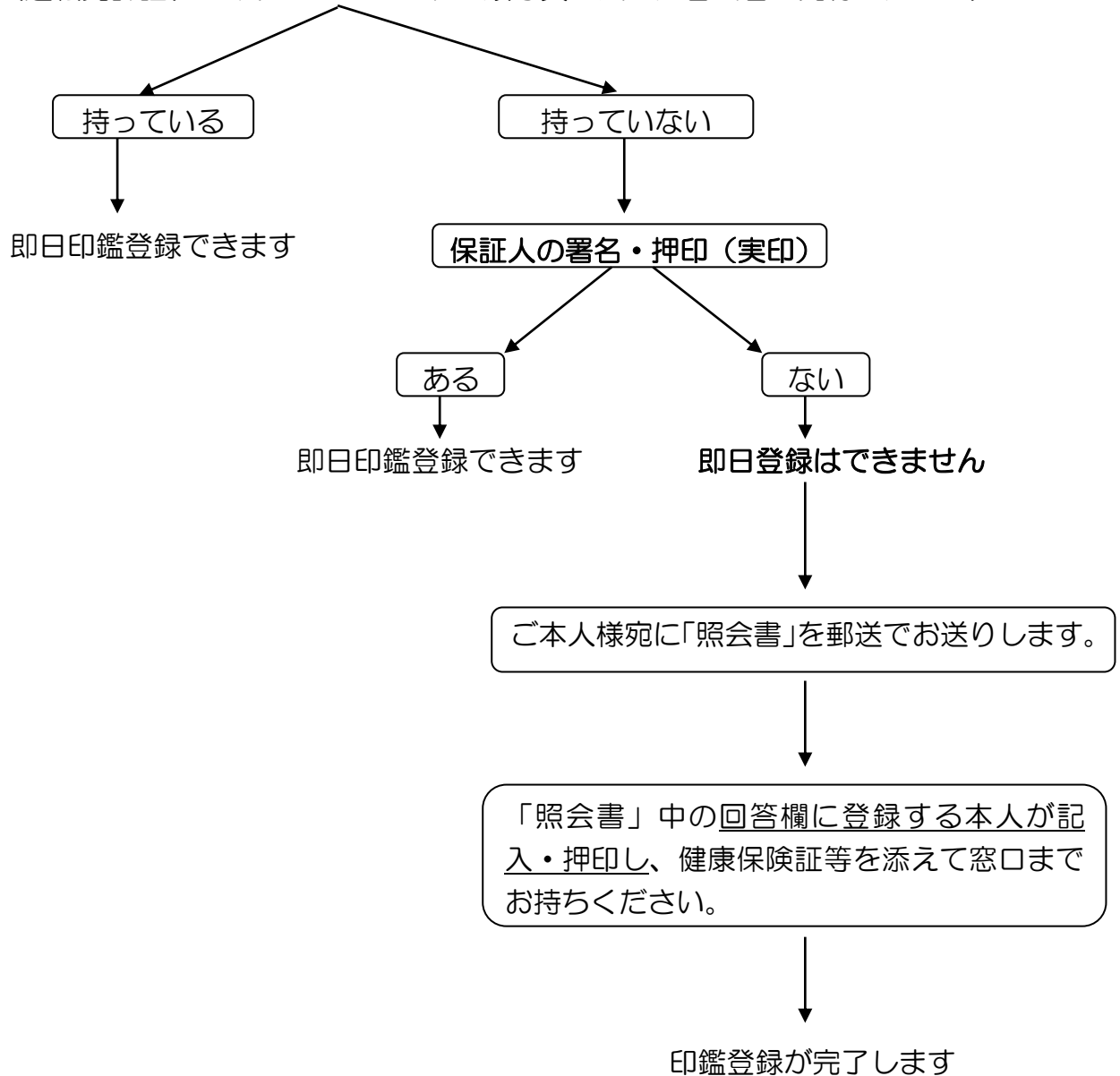
★ ご本人が来庁する場合

持ってくるもの

・登録する印鑑

・本人確認できる書類

（運転免許証、マイナンバーカードの顔写真の入った官公署が発行したもの）



※すでに住民基本台帳カードや顔写真付きマイナンバーカードをお持ちの方は、印鑑登録証の代わりにそれらのカードを印鑑登録証として利用できます。詳しくは窓口までお問い合わせください。

印鑑登録（下野市民カード）申請について【代理人の場合】

★ 代理の方が申請する場合（即日登録はできません）

【持ってくるもの】

- ・ 代理人選任届（登録する本人が記入押印したもの）
- ・ 登録する印鑑
- ・ 代理人の身分証明書（官公署発行の顔写真が入ったもの：運転免許証等）

① 上記のものをお持ちになり、窓口に申請してください。

② 登録するご本人様宛に「照会書」を郵送でお送りします。

これは印鑑登録が間違いなくご本人様の意思によるものであることを確認するためです。

【持ってくるもの】

- ・ 届いた「照会書」中の回答欄を登録する本人が記入、押印したもの
- ・ 登録する印鑑
- ・ 登録申請する本人の身分証明書（健康保険証など：原本）
- ・ 代理人の身分証明書（官公署発行の顔写真が入ったもの：運転免許証等）

③ 上記のものをお持ちになり、窓口で手続きをしてください。

※ 照会書（回答欄）の記入については、届いた照会書の内容をよくご確認のうえ、記入してください。

④ 印鑑登録が完了します